

二 爭議發生並解決月日 六月十六日發生  
六月二十六日解決

三 事業主側

(1) 名稱 木製材工場

(2) 工場所在地及事業主ノ住所氏名

深川區三好町四丁目四番地

田 納 貴

(3) 事業ノ種類 製材業

(4) 資本金 三千圓

(5) 企業系統 ナシ

(6) 使用労働者數 四名(一相立工三)

(7) 労働賃銀 最高日給二円四十錢 最低日給一円六十錢

平均日給二円。三錢

(8) 退職手当制度及福利施設ノ有無 ナシ

(9) 事業主ノ団体關係 ナシ

四 労働者側

(1) 爭議参加者數 三名(概工)

(2) 爭議参加者中組合加盟者數並其ノ団体名

ナシ

(3) 應援団体 關東木材産業労働組合

五 爭議發生原因

標記製材工場ニアリテハ最近ニ於ケル所謂木場不況ノ影響ヲ

受テ去ル六月初項ヨリ休業勝チニシテ之ガ為メ工場主ハ休業

中日給ノ三分ヲ支給シ来リタル又六月十六日同日以降之ヲ支

給シ能ハザル旨言渡シタルニ因ル

六 經過

(1) ヨツテ従業員ニアリテハ即日關東木材産業労働組合主事田

中治英ニ之ガ應援方ヲ依頼シタルニ同人ハ翌六月十七日午